

## 天童市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル審査会運営要項

(名称)

第1条 本審査会は、天童市地域公共交通計画策定調査業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)と称する。

(目的)

第2条 審査会は、天童市地域公共交通計画策定調査業務を実施する者について、天童市地域公共交通計画策定調査業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、プロポーザルの審査等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 審査会は、委員6名で組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 天童市地域公共交通協議会 会長
- (2) 交通事業者 山形交通株式会社
- (3) 交通事業者 天童タクシー株式会社
- (4) 国土交通省東北運輸局山形運輸支局
- (5) 学識経験者
- (6) 天童市教育委員会 教育次長

(会長)

第4条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、天童市地域公共交通協議会会長をもって充てる。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、委員の協議によって決する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和8年5月20日から施行する。

(この要項の失効)

2 この要項は、目的を達成したとき、その効力を失う。